

徳島東部地域定住自立圏推進協議会規約

(設置)

第1条 徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「構成市町村」という。）における定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、徳島東部地域定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、構成市町村の長を委員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である徳島市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により協議会を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面またはオンライン会議システムにより開催することができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、構成市町村の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会には、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、徳島市企画政策部長をもって充てる。

(担当者部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、構成市町村の職員で構成する担当者部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会及び担当者部会の事務局は、徳島市に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。